

明治期の沖縄県林野所有の形成過程

琉球大学農学部 仲間勇栄

1. はじめに

ここでは、杣山をめぐる「明治政府＝県当局」の政策基調とそれに対する農民の動向を基本的視点に据えつつ、1879年（明治12）の沖縄県設置から土地整理事業（明治32～36）を経て、1906年（明治39）の杣山処分までに限定し、杣山をめぐる林野の分化、形成過程について明らかにする。

2. 杣山の開墾

土地整理以前の明治20年代の後半に集中的に行なわれた杣山の開墾は、土地整理を目前に控えて、杣山を出来るだけ私物化していこうとする政財界癒着のスキャンダルを生んだ点で、極めて重要な意味をもっている。

明治20年代の後半から明治30年代の初めにかけて開墾許可された杣山の面積は約8千ha近くのものばり、そのうちの半分以上は他府県人および首里那覇の有産者階級へ許可されたものである。

他府県人の開墾許可面積は、主に八重山地方に集中しており、面積にして約2千町歩余、うち千五百町歩は「洋式製糖場建設可致候に付該機械に相当の蔗作農場開墾」（『那覇市史』第2巻中の5～26頁）の目的で明治26年貸付けられている。

しかし、この開墾許可地は、製糖工場を建設するためそれに見合った蔗作農場用地を貸付けてほしいという当初の目的とは裏腹に、実際には貸付けを受けた土地を開墾して、それを他人に転貸して暴利を貪りたいというのが真のねらいだったのである。その証拠に貸付けを受けた翌年には早速松岡康毅他8名（奈良原県知事の姪、貴族院議長蜂須賀の家来など）らが中心になって「八重山開墾組合」（前掲書 24～26頁）なるものを組織しており、その組合の契約証の中に開墾地の借地に関する規約が詳細に定められているからである。

明治20年代後半に集中的にあらわれてくる県庁の杣山開墾政策の大きなねらいは、名目上は貧窮士族への授産、食糧問題の解決、殖産興業等を図ることにあったが、事実は乱伐による森林の荒廃、払い下げ地の転売による商業資本への土地の集積促進、利権をめぐる

政財界の黒い霧、森林の農民的利用の排除等を生み出す結果になった。

旧藩時代以来利用してきた杣山が、減茶苦茶に開墾許可されていったことは、事実上、農民の入会的利用をも否定し去るものであったが故に、農民は切実なる問題として受けとめ、反対運動を展開していったのである。その形態は、地方官史への陳情、県庁への歎願というものであった。

農民の反対運動の代表的例としては、明治27年5月、国頭地方本部間切農民が杣山開墾に反対して、県知事宛に提出した「杣山開墾不許可被成度義に付歎願」（大里康永『謝花昇伝』114～116頁）書をあげることができる。その内容は、杣山の開墾→森林資源の減少→生産基盤の崩壊→生活の危機というものであった。だが、こうした農民の運動にも拘らず、その後の統計資料の示す所によれば、逆に国頭地方の杣山の開墾面積は増大しており、農民の要求は悉く無視されていったことがわかる。

3. 杣山官有化と農民の動向

山林面積の9割以上を占める旧藩時代の杣山は、1879年の廃藩置県により、名目上は県庁の所轄となった。この時点では、杣山の帰属はまだ確定せず、旧藩以来の農民的利用形態も排除されていない。

ところが、明治10～20年代の『沖縄県統計書』の中では、すでに杣山は官林として取り扱われているのはどういう訳であろうか。

杣山の帰属もはっきりしていないこの時期に、早晩来るであろう土地の官民有区分を前にして、杣山を悉く官有化し、農民の入会的利用を排除していく方針を県庁側はもっていたようである。

例えば、明治16年12月宮古島杣山諸木仕立培養保護に関する同島役所長の県庁への伺いの中には、旧藩時代の杣山が私有林のごとく取扱われ、その帰属が曖昧になり、保護・取り締まり上支障をきたしているから、官有、私有の区別をどのように考えたらよいか、という内容の記述があり、これに対して県庁側は「杣山は官山と心得べし」（『近世地方経済史料』第9巻 281頁）と示達し、一方的に杣山の官有化を企図している。

県庁側のこうした杣山官有化への意図は、従来の杣

山の農民的利用、すなわち入会権の否定とその排除へと結びついていく。

明治26年全国山林原野入会慣行調査に関する沖縄県知事の報告書には、農民の入会権否定ばかりではなく、入会権そのものも存在しないとの見解が示されている。

柚山の歴史的性格からみても明らかな如く、18世紀～19世紀中葉にかけて、国頭、久米島地方においても2カ村入会形態は慣例化しており、時代が下るにつれて一カ村内、あるいは字内入会に変化しているのであって、報告書の中でいわれている「他村へハ之ヲ許サザルノ慣例」云々というのは、事実を歪曲した独断的解釈であるといわざるをえない（柚山の歴史的性格については、『近世地方経済史料』第9巻の229～282頁を参照）。

政府・県庁側のこうした柚山からの農民の入会利用排除政策は、1899年（明治32）の土地整理法施行によって具体化してくる。

明治32年法律第59号沖縄県土地整理法の公布により、柚山は一方向的に官有地に指定されている。すなわち、土地整理法第18条には次のように柚山の帰属が規定されている。

「柚山、川床、堤防敷、道路敷及其余地其他民有ト認ムヘキ事実ナキモノハ総テ官有トス
柚山ノ保護管理ニ関シテハ勅令ヲ以テ規定スルモノノ外従来ノ慣行ニ依ル」(『沖縄県史』第21巻605頁)

ところで、この規定の中で「柚山ノ保護管理ニ関シテハ（中略）従来ノ慣行ニ依ル」とわざわざ但書きしてあるのは、急激な変動による農民側の反発を押え、また、土地整理事業の煩雑さをいくらかでも簡素化するためにも、利用形態の錯綜した柚山の最終的な処分は、土地整理後に行なった方がより得策であるという政府・県庁側の意図に由来する。

柚山処分の前段階としての土地整理法による表面上の柚山の官有化をとらしめた背景には、柚山に対する農民的利用が極めて濃厚に存在していたからに他ならない。この点は、1894年（明治27年）沖縄県の旧慣諸制度の実地調査のため政府から派遣された一木喜徳郎の柚山の取扱い方についての報告および提言からも窺い知ることができる（『沖縄県史』第14巻 566頁）。

農民的利用の高い柚山が、単なる民有の事実なきものとの理由から官有地に指定されてしまっただけで、県庁側の方針がどうであれ農民の不安は一層深まるばかり

であり、そのために柚山の乱伐は激しくなる一方、農民の柚山民有化の請願運動は、日増しに強まっていった。特に宮古島の場合は、ほとんどの山林が柚山であったことから、切実な問題として受けとめ、柚山を民有地にしてほしい旨の請願書を1899年8月県庁側に提出したが「柚山は官有になるも旧藩来の慣行に異ることなし」(大里康永『謝花昇伝』156頁)との理由で途中差し戻されている。

宮古島農民の柚山民有化請願運動からおよそ一年後には、柚山民有化説を唱えた「柚山談片」と題する論文が、沖縄時論の編集者によってまとめられ、県庁側の柚山官有化に反対しているが、しかし、宮古島農民の請願運動や謝花昇を中心にした沖縄時論の運動等は土地整理法施行以後のものであり、運動としてはあまりにも遅すぎたといわざるをえない。

3. 柚山処分

土地整理法の公布で民有の事実なき林野を暫定的に官有地に編入しておいた政府・県庁側は、土地整理終了後、明治39年7月「沖縄県柚山特別処分規則」、『沖縄県国有林野整理処分規則』等を発布し、本格的に柚山の整理に着手していった。

政府・県庁側の柚山整理の目的は、「柚山は挙て国有に帰したるが為地方人民は土地整理処分を不当なりとし濫伐を企て荒廃を顧みざる」ため従来のような保護管理が困難になり、そのために「柚山の産物採取は常に頻繁を極め永遠其の土地を国有として保存するに於ては官民渺からざる手数を要し収支相償わざるの虞ある（中略）柚山の土地を挙て永遠国有とし保存するは同県下に対する政策上及林業経営上策の得たるものにあらざるなり」(『沖縄県史』第13巻 785頁)との理由から、将来、国有林経営上必要な所のみを残し、不要存置林野はすべて払い下げて、国有林野の経営を合理化することになった。

5. 結 び

結局、土地整理→柚山処分を通じた林野所有の形成過程は、旧態依然たる柚山を近代的所有形態へ分化した点で画期的なものであったが、しかし、この過程は、政府・県庁側および県内外の有産者階級には極めて有利に作用したものの、地元間切農民にとっては、柚山の収奪とその払い下げ金額による負担加重をもたらした以外に何もなかったのである。